

	<h2>32. 文化財保護章</h2>	★ 考査員認定	
---	---------------------	---------	--

考査細目	考査方法	考査のポイント
(1) 文化財保護法に規定する「文化財」の意味を知り、それを保護する必要について説明すること。	口述または記述	—
(2) 自分の住む市区町村及びその近隣で国・都道府県および市町村によって指定されている文化財を歴史博物館・美術館等で実際に調べ、その概要について説明すること	資料(リスト)の提出および口述	—
<p>(3) 次の4つの内から1つを選び、それができること。</p> <p>ア 有形文化財</p> <p>(ア) 建造物、絵画、彫刻、工芸品のいずれかの部門を選び、自分の県内におけるその部門の国宝・重要文化財・登録文化財を実地調査し、800字以上のレポートを提出する。</p> <p>イ 史跡</p> <p>(ア) 自分の地域内における史跡をいくつか訪問し、それに関する史実を調べて、それぞれの時代に与えた影響について800字以上のレポートを提出する。</p> <p>ウ 天然記念物</p> <p>(ア) 特別天然記念物の名称5つをあげ、それについて説明する。</p> <p>(イ) 自分の県内における国の天然記念物の名称をあげ、その所在地、特徴などについて説明する。</p> <p>(ウ) 天然記念物の保護について、自分の地域内または県内の天然記念物の保護を目的とするポスターを作成し、適当な場所に展示して啓発を促す。</p> <p>エ 埋蔵文化財</p> <p>(ア) 縄文・弥生・古墳各時代の土器及び縄文・弥生各時代の石器の特徴についてレポートを提出する。</p> <p>(イ) 古墳時代各期の特徴と古墳各部の名称をまとめて、説明する。</p>	報告書の提出 口述または記述	・ レポートには、いずれも収集した各種の資料(パンフレット、写真など)を添付する。
(4) 地形図等を参考に、自らの住む市区町村の昔と今の違いをまとめ、800字以上のレポートを提出する。	報告書(含む案内書)の提出	・ 資料がたくさんあることを確認させればよい。まとめ方もいろいろと想像され、その学年に合ったまとめ方を希望する。